

資料 1

農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託
企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1. 業務概要

- (1) 委託業務名 農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日(日)まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 実施スケジュール

企画提案競技実施要領等の公開	令和 8 年 4 月 17 日(金)
質問書提出期限	令和 8 年 4 月 24 日(金)午後 4 時まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 4 月 28 日(火)
参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 5 月 11 日(月)午後 4 時まで
参加資格結果の通知	令和 8 年 5 月 13 日(水)
参加資格が認められない理由の請求期限	令和 8 年 5 月 18 日(月)
企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 21 日(木)午後 4 時まで
プレゼンテーション審査実施日	令和 8 年 5 月 26 日(火)
プレゼンテーション審査結果通知	令和 8 年 5 月 29 日(金)
契約締結日（予定）	6 月上旬

3. 企画提案競技に係る書類について

(1) 必要書類

応募に必要な書類は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」－「コンペ情報」に掲載します。

(2) 掲載書類

- 【資料 1】 企画提案競技実施要領
- 【資料 2】 業務委託仕様書
- 【資料 3】 企画提案競技審査会実施要領
- 【様式 1】 実施要領等に関する質問書
- 【様式 2】 企画提案競技参加資格確認申請書

【様式 3】 会社概要及び過去 2 年間の主な類似業務の実績

【様式 4】 参加資格確認申請受付票

【様式 5】 企画提案競技参加申込書

【様式 6】 企画提案競技参加辞退届

【様式 7】 共同企業体結成届

【様式 8】 共同企業体協定書

【参考様式】 第三者による賃上げ実績を確認できる書類

4. 参加資格

本企画提案競技への参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- ・ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ・ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者
- ・ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者

5. 手続き等に関する事項

(1) 実施要領等に関する質問の受付

質問がある場合は次のとおり書類を提出してください。

- ① 提出書類 【様式 1】 実施要領等に関する質問書
- ② 提出期限 令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 4 時まで
- ③ 提出方法 11 の事務局あてに提出してください。
- ④ 回答期限 令和 8 年 4 月 28 日（火）
- ⑤ 掲載確認 秋田県ウェブサイト「美の国あきたネット」の「分野別－電子入札・入札・

コンペーコンペ情報」

(2) 参加資格の確認

企画提案競技への参加者は、次のとおり書類を提出し、参加資格の確認を受けてください。提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

- ①提出書類 **【様式2】** 企画提案競技参加資格確認申請書
【様式3】 会社概要及び過去2年間の主な類似業務の実績
 - a)定款、規約又はこれに類するもの
 - b)直近2期分の決算書
 - c)会社案内、パンフレット等の事業概要が分かる資料**【様式4】** 参加資格確認申請受付票
- ②提出期限 令和8年5月11日(月)午後4時まで
- ③提出方法 11の事務局あてに提出してください。
- ④結果通知 令和8年5月13日(水)にメールで通知します。
- ⑤留意事項
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
 - ・参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。
 - ・参加資格確認後に参加を辞退する場合は、事務局に連絡してください。

(3) 参加が認められなかった場合の理由の請求

参加資格確認の結果により参加資格が認められなかった者は、県に対して次のとおりその理由の説明を求めることができます。

- ①提出書類 事務局まで電子メールまたは書面提出(様式任意)
- ②提出方法 11の事務局まで提出してください。
- ③提出期限 令和8年5月18日(月)午後4時まで
- ④説明方法 上記書面を受理した時から7日以内に、県は説明を求めた者に対し、書面(電子メール)でその理由を説明します。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書等は、別添仕様書**【資料2】**に基づき作成してください。

見積額が「1(4)委託額の上限」を上回った場合及び企画提案書の提出が期限を超過した場合は審査の対象としません。

企画提案書(1参加者1案)提出後の書き換え及び撤回はできません。

- ①提出書類 **【様式5】** 企画提案競技参加申込書
 - 企画提案書(様式任意)10部(正本1部、副本9部)
 - 経費見積書(様式任意)1部
 - 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する確認資料(資料3-表3関係)
- ②提出期限 令和8年5月21日(木)午後4時まで

③提出方法 11の事務局に持参または郵送で提出してください。

(5) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ) その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

6. 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとします。

- (1) 共同企業体のすべての構成員が4.参加資格を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。
- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。
- (6) 「5.（2）参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）及び参加資格確認申請書受付票（様式4）については、共同企業体の代表者が提出すること。また、団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式3）については、構成員の全員分を提出すること。
- (7) 「5.（2）参加資格の確認」の提出書類に加えて、「共同企業体結成届（様式7）」「共同企業体協定書（様式8）」を提出すること。

7. 委託候補者の選定

(1) 選定方法

別に定める企画提案競技審査会実施要領【資料3】に基づき、審査を行います。

(2) 審査会の開催

- ①審査方法 提案者によるプレゼンテーションに基づき審査します（オンライン不可）。
- ②審査会日 令和8年5月26日(火)を予定しています。会場及び時間は、参加資格結果通知時にお知らせします。
- ③結果通知 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定し、審査結果は、令和8年5月29日(金)に各参加者に書面で通知します。ただし、提案内容が業務目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがあります。

(3) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（様式任意）により申し立てすることができます。

8. 契約の締結

（1）契約の方法

7により選定された委託候補者と単独随意契約します。

（2）企画提案の内容に基づく協議等

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

（3）契約保証金

受託者は秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を県に納付する必要があります。ただし、受託者が同規則第178条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

（4）契約の不調による繰り上げ

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

9. 公正な企画提案競技の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。
- ・参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- ・参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。

10. その他

- ・企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨としま

す。

- ・提出された書類は、当該企画提案以外の目的に使用せず、返却しません。
- ・提出された企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- ・提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とします

11. 事務局

秋田県農林水産部農山村振興課（担当：佐藤）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1851

メールアドレス nousansonshinkouka@pref.akita.lg.jp